

近世日本における訴願手続

「訴訟」の体系的考察に向けて

大 平 祐 一

目 次

第一節 序

第二節 訴願の手続

第一項 序

第二項 訴願の手続

第三節 訴願手続の特徴

第一項 個別的特徴

第二項 全体的特徴

第四節 結 び

第一節 序

一 近世日本において、公権力に対し何らかの措置を求めて行う私人の訴え（「訴訟」）のうち、ある種のものを出

近世日本における訴願手続（大平）

一 (二二四〇)

入筋、吟味筋と呼ばれる裁判手続で処理された。近世日本の訴訟制度、訴訟法の研究はもっぱらこの種のものを対象にして行われてきた。しかし、同じく公権力に対し何らかの措置を求めて行う訴えである訴願については、これまで法学の研究対象としてはほとんど取り上げられることがなかった。

近年、訴願の法的性格が注目されるようになり、いくつかの注目すべき研究が見られるようになった。しかし、訴願手続の具体的検討にもとづく法的性格の分析は、決して十分な状態にあるとはいえない。研究蓄積もほとんど見られず、訴願手続法の全体像は今なお莫として明瞭ならず、といった状況にある。近世日本において、公権力に対し何らかの措置を求めて行う私人の訴えが、人々の要求実現・利益救済の手段として重要な意味を持つていたことを考えると、訴願の法的性格の解明は法学研究の重要な一課題であるといつてもいすぎではないであろう。⁽¹⁾

二 訴願とは、公権力への嘆願であり、町村住民あるいは町村役人、惣代等から奉行所、代官所等の裁判役所へなされる各種の嘆願がそれである。一般的にいえば、許認可、監督、命令、取締等の権限を有する公権力に何らかの措置を求める嘆願であり、この種の訴願は近世日本のほとんどの町村が経験したといつてもいすぎではないほど広範に見られた。

訴願が行政庁への嘆願とするならば、それと裁判との異同が問題になる。近世日本の民事裁判、刑事裁判手続としてよく知られているのが、出入筋、吟味筋である。出入筋とは、あい争う当事者の一方が他方を相手どつて訴え公権力の裁定を求める手続である。主として民事紛争がその対象となるが、軽微な刑事事件もこの手続で処理された。吟味筋とは裁判役所が被糾問者を審問する手続きであり、刑事事件は基本的にこの手続で処理される。幕府の刑事手続では、当局が自ら職権的に犯罪事実を探知した場合を別にすれば、私人による犯罪の申告にその端を発している。

私人による犯罪の申告は、被害届、自首等の場合もあるが、訴状を提出して犯人（加害者）の取調、処罰を求める場合もある。⁽²⁾

ここで注目すべきは、出入筋においても吟味筋においても私人の訴えは嘆願にほかならなかったということである。裁判を求める行為は当局への嘆願にほかならなかったたのである。その限りでは訴願も民事裁判、刑事裁判の訴えと本質的な差はない。訴願も、民事裁判・刑事裁判を求める訴えも、史料上はいずれも「訴訟」あるいは「願」と表現されている。訴願も裁判を求める訴えも、嘆願としての「訴訟」(「願」)にほかならなかったたのである。⁽³⁾この意味で、出入筋の「訴訟」、吟味筋の「訴訟」に対し、訴願を願筋の「訴訟」と呼ぶこともできよう。これらはいずれも当局の裁定により終結することを考えると(内済による終結は別として)、人々の嘆願に始まり、裁定により終結するというのが、近世日本の「訴訟」にほかならなかったといっても言い過ぎではない。

しからば、訴願と裁判は具体的にどのように異なつたのであるうか。両者の異同はどのような点にあつたのだろうか。⁽⁴⁾本稿では、手続に焦点を当ててこの問題に接近したい。

訴願については、歴史学の分野でも注目されてきた。訴願手続の解明は法史学と歴史学との研究交流の促進という点において重要な課題であるのみならず、法史学それ自身にとつても重要な課題である。それは次のような意味においてである。(一)行政上の嘆願がどのような手続で処理されていたのかを明らかにすることにより、行政上の人々の要求実現、利益の救済の近世的システムが明らかにされる。そしてそのことにより、近代以降の行政手続、行政救済制度、請願制度の前身の一端が明らかにされることになるう。(二)訴願手続の解明により、出入筋(主として民事)、吟味筋(刑事)の手続と訴願手続との異同が浮き彫りにされ、近世日本の「訴訟」の全体像とその特徴を明

らかにするための重要な手がかりを得ることができよう。(三) 訴願手続が明らかになることにより、出入筋の「訴訟」、吟味筋の「訴訟」、訴願(願筋の「訴訟」といった通常の「訴訟」制度のみならず、訴状箱制度、御料巡見使制度等の特別「訴訟」制度をも含めた近世日本社会における「訴えの保障」システムの全体像を明らかにするための重要な手がかりを得ることができよう。

註

- (1) 大平祐一「近世の合法的『訴訟』と非合法的『訴訟』 救済とその限界」(藪田貫編『社会と秩序』(民衆運動史 3)、青木書店、二〇〇〇年)は、このような問題意識のもとに、訴願手続について簡単なスケッチを試みたものである。
- (2) 目安の提出により、吟味筋の手続が開始されることもあったことについては、平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』(創文社、昭和三五年)四〇五頁、六〇二頁参照。なお、検使願も被害者側から当局に対し、加害者(被疑者)の吟味を願うものであった(平松『上掲書』六〇九頁註(6))。「私人による吟味願」については、大平祐一「近世日本の訴状 訴願手続の考察に向けて」(「立命館法学」二七一・二七二号、二〇〇一年、二二五頁)をも参照。
- (3) 平松『上掲書』によれば、幕府への出訴は止むを得ず行う嘆願である(四〇七頁)。
- (4) この点については、「訴願」(守屋氏の表現によれば「請願」と「訴訟」の区別を試みた守屋浩光「近世後期における畿内集団訴願の法的性質」(一)(二・完) 「政策形成訴訟」としての把握を通じて 「法学論叢」一四四卷六号、一四六卷二号、一九九九年)が注目される。しかし、そこでも訴願手続の具体的内容は明らかにされていない。

第二節 訴願の手續

第一項 序

一 岡田光代氏は、論文「和泉における農民の訴願運動」において、訴願（願筋の「訴訟」）は、「訴訟のように一定の手續きや審理方法が確立されていたのではなく、その形態上の特徴を明確に規定し難い」と述べ、訴願が、出入筋の「訴訟」のような一定の手續や審理方法が確立されていなかったことを指摘された。確かに、訴願について、出入筋の「訴訟」と同一の手續が確立されていたとは思えない。しかし、「一定の手續」が「確立されていなかった」というのは言い過ぎであろう。氏の指摘されるように、訴願が、多種多様で、「形態上の特徴を明確に規定し難い」という側面も全くないわけではないが、近世においては一定の処理手續が次第に形成されていったというべきであろう。各種史料集に収録された訴願関連史料をみると、一定の手續に従って訴願が処理されていることが窺える。出入筋や吟味筋の手續とどの程度近似しているかどうかはともかくとして、一定の手續に基づく訴えの審理がなされていたといっても言い過ぎではないであろう。以下、この点を具体的に論ずることにする。

二 近世日本においては公権力に対するあらゆる嘆願が訴願といえる。その意味では、裁判を求める嘆願も訴願と言つていえなくもない。本稿では、さし当たり公権力に対し裁判を求める嘆願以外の嘆願を訴願と呼ぶことにする²⁾。訴願には、各種の救済を求める救済型の訴願、各種の申請、願い出を行う申請型の訴願など、多種多様なものがあり、その全てを論ずる準備は、現在の筆者にはない。ここでは訴願のなかで、第三者の不当な活動に対し、監督、取締等の権限を有する公権力が何らかの措置をとり、被害者を救済することを求める訴願および、公権力の措置（処分）に

不服を訴え善処を求める訴願という、救済型の訴願を取り上げることにする。

第二項 訴願の手続

(一) 訴状提出

一 訴願は、行政当局への訴状(願書)の提出から始まる。左に掲げるのは、安政二年(一八五五)六月二日、摂津、河内の御料、私領一〇八六力村惣代が大坂町奉行所に提出した訴状である。この訴願は一部商人の不正な取引活動の吟味取締を求めたものであるが、訴状は長文にわたるので、その一部を掲載する。⁽³⁾

【史料一】

一 乍恐御訴訟

御料私領入組

摂河州千八拾六ヶ村

惣代

白石忠太夫御代官所

摂州東成郡玉造村

庄屋

与兵衛

菜種売捌手狭

難洪二付御願

(以下二人略)

一 大坂油相場之儀ハ、絞草直段入用等元付之見合、或ハ出油売買之多少、人氣ニモ寄及高下候趣、天保度御国触を以被為仰渡、承知奉畏候処、其後、御趣意ニ寄、諸株御取放ニ相成、勝手ニ売買罷在候処、尚又嘉永五子年、油方御再興被為仰付候ニ付、其道々御取締、則御国触被為在候上ハ、御趣意之趣相守、売買可仕筈之処、近来油屋渡世之もの、兎角自儘ニ不実之儀、増長仕候ニ付、百姓共手元不引合ニ付而ハ、恐多奉存候得共、兼々被為仰渡候絞草作、増々御趣意難行届、且ハ菜種売捌代を以夏作仕付、肥し代並ニ夫食手当ニモ差支、自ら夏作仕込手薄ニ相成、然ル上ハ、御年貢御上納ニモ差響キ候様相成、歎ケ敷奉存候ニ付、右始末、乍恐左ニ奉申上候、

一 菜種作之儀八年々生立ニより厚薄可有之処、未実入不申已前より絞り油屋共度々集会仕、油相場四ヶ一直段を以、菜種直段相定メ(中略)、右直段申合之外ハ、聊買取不申ニ付、売買手狭ニ相成(中略)、猶其上、百姓買入油粕之儀、近来油屋共品々手入交物等モ有之趣ニ而、分量より利目薄キ、メ候而、高値ニ売出候而已ニ相見候ニ付、(中略)菜種并ニ買入粕共、正路手広ニ売買相成候様、惣体油屋共御取示被為成下候上、御国触被為成下、已来油屋渡世之もの共、百姓共と心得方齟齬不仕様、被為、仰付成下候様、乍恐奉願上候、右願之通、御聞濟被為成下候ハ、撰河州数多之百姓、都而作物丹情精仕、安堵ニ相続相成、広太之御慈悲、一同難有仕合ニ奉存候、以上、

安政二卯年

六月二日

右惣代

御奉行様」

二 訴状には請求の内容が具体的に書かれている。右訴状では、(一)油屋が申し合わせて、菜種買い上げ価格を、相場の四分の一に固定し、また、百姓購入の油粕にまぜもの(不純物混入)をして実質値上げを行っているように見え、菜種栽培・販売百姓が難儀しているので、取り締まってほしい、(二)そのことについて注意を喚起する御触(「御国触」)を出してほしい、と訴えている。

訴状は、上記の如く、訴願人が署名(複数の場合は連署)し、大坂町奉行宛に提出される形式をとっている。訴状本文中でその不当な活動を非難されている「油屋」の名前が被告(「相手方」)として訴状に記されているわけではない。訴願の訴状は、別稿で指摘した通り、訴願人の名前だけが記されて提出される「願型訴状」である。⁽⁴⁾

(二) 訴状糺し

一 上記のように、安政二年六月二日、摂津・河内一〇八六カ村惣代四三人が菜種売り捌きに関し不公正な取引をおこなう油屋を訴える訴状(【史料一】)を奉行所に提出した。訴願人側に残された記録には、訴状の写しのあとに続けて次のようにある。⁽⁵⁾

【史料一】

「右願書、佐々木信濃守様へ六月二日朝罷出候而、目安方御役所より一応御調有之、其後、於御白洲願面廉々

一ト通り御尋有之、願面之内尤之趣意も相聞候間、取調可遣旨被仰下、難有御前退出（以下略）

この記述から、訴状提出のその日、目安方役所で「一応」の「御調」がなされていたことが分かる。これは出入筋の「目安糺」に該当するものと見てよいであろう。ここではとりあえず「訴状糺」と呼んでおく。

二 請求の趣旨等に不明な部分がある場合は、奉行所において、その点を尋ねられる（「御尋」）ことがあった。左に掲げる史料は安永七年（一七七八）二月十四日、堺町奉行所の了解を得て、大坂町奉行所に提出した訴状について、大坂町奉行所にて「御尋」があつたことを堺町奉行所に報告した文書である。⁽⁶⁾

【史料二】

乍恐御断奉申上候

一大坂并二平野郷町二御座候延綿売買所、御指留被為成下候様、大坂表へ御願申上度、御添翰頂戴仕、一昨十四日、大坂西御番所様へ罷出申候処、左之通二御尋御座候、

一右売買所八、泉州筋指支願之儀勿論之事、大坂平野八土地二滞候得者、同様二差支候之事、右売買所、御益金指上ケ御免之事二候、此義、此度願方村々より差上候而成共、売買所指留願候哉之叟、右之通御尋被為成下候二付、惣代私共即刻御答得不奉申上、来廿七日迄御日延奉願候間、罷歸り候二付、右御断奉申上候、以上、
安永七年

戌二月十五日夜

泉州四郡惣代不残

御奉行様

大坂町奉行所に提出した訴状は、延綿売買所設置により木綿の価値が低下し百姓が難渋しているという理由で、同売買所の廃止を求めるものであった。同訴状は最初、堺町奉行所に提出された。堺町奉行所では、堺については堺町奉行所で吟味するが、大坂平野郷の延綿売買所の廃止も願うのであれば、それは「其向々へ」願い出よと命じられた。そこで農民たちは、堺町奉行所の添翰を得て大坂町奉行所に出訴したのである。大坂町奉行所では、「綿売買所は御益金(冥加銀)を上納するということ」で設置が認可されたのであり、今回は、村方よりこの御益金を代わりに上納してもよいから売買所を指止めてほしいと願うのか、等の「御尋」がなされたことが分かる。

三 上記引用史料の場合、大坂町奉行所での「御尋」に対し、即答をひかえた農民たちは、回答を二七日まで延期してほしい旨願い出、大坂町奉行所よりその願いが認められている。奉行所での「御尋」に対し惣代は即答を避け、日延願を差し出す傾向にあった。右事例では、「御尋」に対する回答は、日延願の通り、二月二七日に大坂町奉行所に提出された。左に掲げる史料がそれである。⁽⁷⁾

【史料四】

一 乍恐奉申上候

泉州四郡村々惣代

一 延綿売買所、御指留被 成候様奉申上候所、堺表之儀者、泉州方角二候得共、大坂并二平野郷町之儀者、遠方之儀、同様二願出候義、御尋御座候、

此義、云々（以下略）

一 右売買所、拾九年以前二御免被為 成候所、此砌二至り、差支之旨御願申上候段、如何二御尋被為 成候、

此義、云々（以下略）

一 右売買所者、冥加銀差上候而御免被 成候株々二候、此益銀之儀、如何相心得候哉と御尋被為 成候、

此義、云々（以下略）

安永七年

戌ノ二月廿七日

泉州四郡

村々惣代

大坂

御奉行様」

一 ここでは、第一条では延綿売買所差止めを泉州から遠い大坂平野郷町についても同様に願うことについて、第二条では延綿売買所が一九年以前に認可され、いまになって差支える旨願い出ることについて、第三条では、延綿売買所の冥加銀のことについて、それぞれ「御尋」に対し、回答を行っている。

四 奉行所へ出訴した際に、奉行所で訴状（願書）の書改めを指示される場合があった。たとえば、天保六年（一八三五）五月十八日摂河両国の村々が諸肥料高値につき、「干鰯、油粕其外雑屎、小便二至迄、取扱候商人共え、何分御賢慮を以、下直之商仕候様、御触流被 成下候様」大坂町奉行所に願い出た。⁽⁸⁾ 肥料類の廉価販売を商人たちに督

励する御触を發布することを求める訴願であった。これに対し大坂町奉行所は、御料村々だけではなく私領、知行所ともども一緒に願い出るように説得している。⁽⁹⁾ 天保六年五月二十八日松平遠江守領分摂州武庫郡段上村庄屋五郎右衛門、同郡高木村庄屋直左衛門より大庄屋岡本市郎助宛の書状に左の如くある。⁽¹⁰⁾

【史料五】

「尚々取急、文略真平御仁免之程奉願上候、以上

向暑御座候処、益御安全可被成御座旨、珍重御儀奉存候、切先日御伺奉申上候、此度諸肥類高直二付、摂河州御料村々惣代として、大坂町御奉行所へ被願出候処、御私領并御知行所共、一同可願出候様御利解被仰聞、右二付惣代より私共へも、当御領分一同同心にて、取斗致し呉候様申之二付、則先日御伺奉申上候通、御地より御同役御衆中様方へ、右之趣御談し被成下、御取締之上、乍憚否哉之義、早々被仰聞度候程、御伺奉申上候、則別紙願書写差上申候（以下略）」

訴状の不備な点を書き改めさせるといふ、出入筋の「訴訟」手続における目安糺を想起させるような手続が、願筋の「訴訟」（訴願）手続にも見られたのである。

(三) 奉行の冒頭尋問

上記【史料二】から知られるように、「訴状糺」が終了した後、法廷（白洲）で奉行より尋問がなされる。安政二年（一八五五）六月二日、摂河州御領私領一〇八六力村の惣代四五人が連名で、菜種、油粕の適正売買と、触によ

るその承知徹底を求める訴状【史料一】を大坂町奉行所に提出したときに農民側が作成した取調記録（「菜種売捌手狭難渋二付願上御取調御利解始末手続書」）に左の通りある。¹¹⁾

【史料六】

「一般菜種売捌手狭難渋之御願、大坂東御奉行、但、西御奉行様在府二付、佐々木信濃守様二奉訴訟、於御前御調二相成候次第、左之通、

其方共願八、菜種善悪二不拘、油屋共申合、直段九拾匁卜定、百姓難渋之趣、尤二相聞候間、取調遣卜被仰下候、依之御前退出、西地方成瀬九郎左衛門様御懸り相成、西地方江罷出候処、始末御尋在之候上、明後四日、可能出旨被仰付、尤惣代共余り多人数二付、御役所二も何か事々敷候間、人数取縮、三、五人程可罷出旨被仰渡、依之申合、四日願惣代共龜喜江寄合、尚亦一同之内より、同日八人、地方御役所江罷出申候」

これによれば、訴状を提出した惣代たちは、奉行の面前で尋問され、『そのほうたちの願は、菜種の善し悪しにかかわらず、油屋たちが申し合わせて値段（買入価格）を九〇匁と固定し、百姓たちが難渋しているとのこと、もっとものことと思えるので、取り調べる』と奉行から申し渡され、退出している。

【史料二】によれば、奉行のこの尋問は、「一卜通り御尋」と表現されており、出入筋や吟味筋において奉行が冒頭に行う「一通吟味」、「直糺」（罪状の「一通糺」等¹²⁾を想起させるものがある。【史料二】によれば、奉行の冒頭尋問、申し渡しは法廷（白洲）で行われている。もっともな理由があるので取調を開始する、と法廷で申し渡しがあつたことは、審理を開始するということにはかならない。

（四）審理

一 訴願の本格的な取調（審理）の日は改めて指定された。【史料一】で引用した訴状が収録されている安政二年（一八五五）六月撰河州村々惣代の「訴訟」関連記録によれば、指定の出頭日は訴状提出日（六月二日）の二日後（六月四日）であった。実際の取調べ（審理）は出入筋、吟味筋の「訴訟」の場合と同様、奉行の下役が担当していた。⁽¹³⁾ 同記録には、【史料三】の引用部分のすぐあとに、町奉行所与力内山彦治郎による尋問の様子が記されている。それによれば、与力の尋問は、「被 仰聞候二八、云々」と記され、それに対する惣代らの答弁は、「御答二者、云々」と記されている。⁽¹⁴⁾ 尋問と答弁が交互に展開されている点は、通常の出入筋、吟味筋の「訴訟」の場合と変わるところがない。

二 尋問は訴状の条文ことになされた。天明八年（一七八八）五月七日、泉州四郡村々が「堺延綿売買会所差障り之事」、「秤改御免願之事」、「肥し干鰯漁場御取立願之事」、「菜種綿実直売御免願之事」、「虚無僧不行跡之義願之事」の五力条について堺奉行所に願出たところ、⁽¹⁵⁾ 同年八月十八日惣代の者たちが奉行所に呼び出され、「御察度」がなされ、各条文ごとに「右等之所勘弁いたし、願立之筋二而八無之哉」、「本寺江兼而申渡置候様致旨、願上筋二而八無之哉」、「難儀之趣、願立之筋二而八無之哉」、「商人共高利を貪候義坏、願立候筋二而八無之哉」、「当役所二而八、難被為御沙汰候」、「右等之趣、当時構不申候哉」と問いただされている。⁽¹⁶⁾

惣代たちが、「御察度之趣奉承知候、退而四郡村々へ申談、委細可申上候間、暫延日被成下候」と、日延願を申し出たところ、奉行所から九月五日迄に願書を提出するよう命じられ、先に提出した訴状（願書）を下げ戻された。即ち、訴状の書き改め・再提出を命じられたのである。惣代たちは村々に立ち帰り、関係者立ち会い相談のうえ先に

提出した訴状を書き改め、九月七日に奉行所に提出している。⁽¹⁷⁾

三 訴願の審理に際しては、出入筋の「訴訟」審理の場合と同様、裁判所において「利解」(説諭)が行われた。上記安政二年(一八五五)六月撰河州村々惣代訴訟記録にも、与力による説諭が、「御利解二者、云々」と記されており、与力の尋問(被 仰聞候二八、云々)と村々惣代の答弁(御答二者、云々)が展開されるなかで、与力による説諭も、それらに入り混じって行われていたことが分かる。⁽¹⁸⁾ また、同記録には、「油屋惣代之者、昨日より呼寄置候間、其方共為立並、御役所二而利解可申聞旨、被仰渡候」とあり、与力が、「油屋も召喚しているので、お前たちも並べて奉行所で「利解」(説諭)する」と、村々惣代に申し渡していることが知られる。⁽¹⁹⁾ このほか、たとえば、寛政六年(一七九四)六月十一日付撰州川辺郡、武庫郡、豊島郡九拾七ヶ村惣代連署の奉行所宛提出書類「乍恐口上」の冒頭に、「一諸肥類高直二付、直下之義、先達て御願申上候処、御糺之上、重御利解被為 仰聞、難有承知仕」とあり、肥料値下げを願出したのち、奉行所で「御糺」(審理)のうえ、「利解」(説諭)がなされたことが知られる。

四 審理が開始され、訴願人や関係者の召喚、尋問、説諭等が行われるなかで、さまざまなり取りが展開される。そのなかで奉行所が「この点についてはどう考えるか」という具合に訴願人や関係者の見解を問い糺す「尋」を行うことがしばしば見られた。⁽²¹⁾ 奉行所の「御尋」は訴状(願書)提出後のいかなる段階でも行われたのである。

(五) 証拠提出

一 訴願が提起されたとき、奉行所は、訴願の訴状に記された主張を根拠づける証拠を訴願人に求めることがあった。寛政六年(一七九四)四月二日、撰州、河州御料私領六五〇力村総代は、肥料売買人の不公正な取引活動によ

り値段が高騰しているので、その取締を求めて大坂町奉行所に訴え出た。⁽²²⁾ 肥料売買人を尋問するとともに、今後そのような不正な活動がないよう摂河両国に御触を出すことを願った訴えである。この種の訴えは、天明八年（一七八八）に大坂町奉行所に行い、その主張が受けいれられている。今回は二度目の訴えであり、「御再糺」「御再触」を願ったものである。この願出に対し、奉行所は、同日、「肥類難洪之義者、尤之事二候へとも、何とても証拠二可成もの、或者仕切送り状、又八通（かよい）等二ても差出候様」にと、証拠の提出を村々惣代に命じている。これに対し、村々惣代は四月二十七日迄の猶予を願う日延願を四月二日に提出し、同月二十八日、「問屋送り状書附」ならびに「添願書」を奉行所に提出した。⁽²³⁾ 「問屋送り状書附」は毎年肥料取扱商人から送られた肥料の分量、料金、送り主を書附けたものである。「添願書」は左に示すよつよつに、奉行所の証拠提出命令に対し、証拠をここに提出する旨回答した返答書であると同時に、改めて善処を願う嘆願書という性格を帯びたものである。

【史料七】

一 乍恐口上

御料
私料
摂河式拾郡六百五拾ヶ村

惣代 共

一 天明年中与八当時肥料類格別高直二相成、百姓方難儀仕候二付、何率直下ヶ之段、御勘考被為成下度旨、当月廿一日、御訴訟仕候処、天明年中与当時直段高直、証拠二茂有之哉之段、御尋御座候、此義、百姓之義二御座候へ者、自分耕作入用文買調、肥手相用候分二而、帳面記し候与申義も無御座候へ共、年々肥屋方より送り状

御座候へ者、是二而直段高下相見へ可申候、此義、帰村之上尋出シ、差上申度旨二而、昨廿七日迄御日延願上、惣代共帰村之上、有増尋出し、今日持參奉差上候、何分近年肥料高直二付、耕作元入二引合不申、難儀之段、致方も無御座候二付、乍恐御歎キ奉申上候儀二而御座候、御賢慮を以、何卒諸事肥手之類、直下ケ出来候八、困窮之百姓御取直二相成候段、広大之御慈悲、難有可奉存候、以上、

撰河州貳拾郡

寛政六寅年四月廿八日

六百五拾ヶ村惣代

四拾七人

御奉行様」

二 天保六年（一八三五）五月二十八日、撰河州御料所村々惣代が、肥料取扱商人が、不正な取引活動を行い、肥料類の値段も高騰しているので、「買元直段引下ケ、下直仕、買売或八交もの手入不仕、正路之売買仕候様」、肥料取扱商人たちを取締り、在町ともに厳しく御触渡しを行ってほしいと訴え出た。これに対し奉行所は、文政二年（一八一九）の値下げの触が出されて以降の肥料類の値段の変動を詳細に申し上げよ、と惣代たちに命じている。⁽²⁴⁾ 奉行所の命をつけて惣代たちは、肥料の値段を帳面に記して提出したところ、奉行所はさらに、現行の干鰯、油粕、焼酎粕等の値段については、それらの品々の取引に携わる商人たちに書付させ、提出するよう惣代たちに命じた。⁽²⁵⁾ そこで惣代たちは、商人たちに書付をさせて提出した。

以上二つの訴願は、第三者の不当な活動を訴え何らかの救済措置を求めるものであり、奉行所は、証拠書類の提出

を訴願人に命じている。

三 これに対し、寛政六年(一七九四)六月二三日、摂河州六五〇ヶ村惣代が、油粕、焼酎糟の不正な取引についてその是正を求めて大坂町奉行所に訴え出た事例²⁶では、奉行が粕類仲買屋惣代を召喚し、焼酎屋共へ粕類仲買惣代より「引合書付」を差し出すよう命じている。²⁷この訴願では、不当な活動を訴えられた側(粕類仲買屋)に、証拠書類の提出を奉行所が直接命じている。この訴願では、訴状への裏判、訴状の本人送達主義がとられず、奉行所が相手側を召喚している点で、吟味筋の手續と類似した側面があるが、証拠についても、奉行所が職権的に提出を相手側に直接命じており、この点でも吟味筋の手續と類似した側面が見られる。

(六) 被非難者の召喚と尋問

一 訴願の取調(審理)においては、訴状でその問題行動を非難された者を奉行所に召喚する場合があった。たとえば、文政六(一八二三)年五月二五日、摂河州村々惣代が大坂表三所実綿問屋の不正な取引活動を批判し、た綿の自由な取引(何れへ成共勝手次第売捌)を求めて、大坂町奉行へ訴え出た事例について、同年七月二六日、摂河州村々惣代が大坂東町奉行所与力寺西源五兵衛宛に差出した書面に、次のようにある。²⁸

【史料八】

乍恐口上

撰河州千七ヶ村惣代

一撰河州村々作綿売捌方、近年御当地三所実綿問屋共手狭二取締、難渋仕候二付、売捌手広二相成候様、当五月二五日、御愁訴奉申上候処、右問屋共御召出、御糺被成下、則当月六日、私共御召出之上、於在方綿屋株等者無之義二付、以来百姓并在方綿商人共より、遠國、他国之綿買客へ直売直船積者、勝手次第可仕旨被仰渡、依之、大坂川内通船者勿論、其外人牛馬二而大坂町内罷通、直船積仕候義、三所問屋差支無之、手広二売捌可仕旨被為仰渡、難在承知奉畏候、然ル上者、私共より可願上義も無御座、全御仁恵二付、以来撰河州在々百姓一同、安沢之農業仕、生々世々、御慈悲難有仕合奉存候、依之、私共願下ヶ被為成下候様、乍恐願上候、以上、

文政六年未七月廿六日

右千七ヶ村惣代

六拾三人連印

御奉行様

奉行高井山城守様

東 与力地方懸り

寺西源五兵衛殿

これによれば、五月二五日、撰河洲一〇〇七カ村惣代が、作綿売り捌き方につき、三所実綿問屋どもが手狭に取締り難渋しているので、「売捌手広二相成候様」にと、大坂町奉行所に「愁訴」したところ、奉行所が、三所実綿問屋

どもを「御召出」し、「御糺」しを行っている。ここから、訴願人側からその不公正な取引活動を訴えられた問屋どもが奉行所に召喚されて尋問を受けたことが知られる。

この種の訴願の事例をもう一例あげると、上記寛政六年（一七九四）六月二三日、摂河州六五〇ヶ村惣代が、油粕・焼酎糟の不公正な取引についてその是正を求めて大坂町奉行に訴え出た事例では、大坂町奉行は、翌十四日、早速粕類仲買屋を召喚し、干粕の件につき取調を行っている。また同日、三郷菜種絞り油屋の年行司を召喚し、尋問している。⁽²⁹⁾ さらに同二〇日には、焼酎屋惣代を召喚し、「干粕之儀委細申上候様」命じている。⁽³⁰⁾ 訴えを提起した翌日に大坂町奉行所は、早速、関係者の召喚の手続をとっており、訴状に奉行の裏判を与えて、その訴状を訴訟人が関係者に送達し、奉行所への出願を促すという、出入筋の手続でとられた訴状の本人送達主義はとられていない。訴願が、吟味筋の「訴訟」と類似した手続で進められるという側面があったことが知られる。

(七) 答弁書の提出

一 召喚された被非難者（訴状のなかでその不当な活動を非難された者）が、奉行所で尋問を受けた場合、書面をもって答える（すなわち答弁書を提出する）のが一般的であった。左に掲げるのは文政六年（一八二三）六月二八日、摂河州七八力村の農民からその不公正な取引活動を訴えられた三所綿問屋仲間年行司、月行司が、大坂東町奉行所の召喚（「御召出」）、尋問（「御糺」）を受けて提出した答弁書である。⁽³¹⁾

乍恐口上

三所綿問屋仲間

年行司

並月行司

一 撰河州七百八十六ヶ村より、実綿売捌方手狭に相成候趣、歎御願奉上、猶又二百二十一ヶ村々、右同様御願奉申上候に付、御召出之上、御答奉申上候様被為仰付、奉畏候、乍恐左に申上候、

一 近年、大坂表三所綿問屋仲間申合、新規之仕法立仕、撰河州村々木綿売捌方手狭に買留仕、綿直段自由に踏下ゲ買取候に付、百姓作綿売捌方手狭に相成、難渋仕候段奉申上候、

此儀、云々（以下略）

一 近年、三所実綿問屋仲間申合、村々商人敵敷取締り仕り、是迄在方綿商内仕者之内、他国商人へ直売直船積仕候者より、以来直売直船積仕間敷証文取立、其上、過分之口銭取候段申上候、

此儀、云々（以下略）

一 大坂川内は勿論、灘目其外住吉、堺沖へ積下ケ候ても、見懸候節は、一旦三所綿問屋浜先迄、綿荷物積戻させ、口銭取立、右口銭之上、問屋浜先迄回り候船賃も、二重に相懸り候儀にて、其上自分浜先へ引寄、口銭御運上同様取立、綿直段踏下ケ買取、他国之商人へは、直段宜敷売付候儀とも奉申上候、

此儀、云々（以下略）

右之通、乍恐御答奉申上候（中略）、御糺に付、乍恐此段以書附奉申上候、御聞濟被為成下候はば、難有奉存

近世日本における訴願手続（大平）

一一一（二二二〇）

候、已上、

文政六未年六月二十八日

年 行 司

平野屋 太 兵 衛

病氣に付代 甚 八

月 行 司

河内屋 勘 兵 衛

東

御奉行様 高井山城守様

右答弁書では、第一条で、三所綿問屋により綿の低価格買取、第二条で、村々より他国商人への直売直船積禁庄、過分の口銭徴収、第三条で三所綿問屋への積荷の強制搬送と口銭徴収等、百姓たちから非難された点について、一条ごとに詳細に答えている。右答弁書の表題は「恐乍口上」⁽³²⁾となっており、尋問に対し口頭で答えたような体裁をとった文書となっている。上記した寛政六年（一七九四）六月一三日、摂河州六五〇力村惣代が、油粕、焼酎糟の不正な取引の是正を求めて大坂町奉行に訴え出た事例で、焼酎屋惣代が六月十四日、奉行所より「干粕之儀委細申上候様」と命じられたのに対し、焼酎屋惣代が六月二二日迄の答弁猶予を願い、六月二三日に提出した答弁書の表題も「乍恐口上」⁽³³⁾となっている。答弁書は一般にこのような形式で記されたようである。

左に掲げるのは、安政二年（一八五五）六月、摂津、河内一〇八ヶヶ村惣代たちから、菜種の値段を固定して百姓を苦しめているとして大坂町奉行所に訴えられた油屋が提出した答弁書である。³⁴⁾

【史料一〇】

乍恐口上

一 当新菜種之儀、豊凶并症合善悪二不拘、摂河州在々稼人共、一般二老石代銀九拾匁替買取候様申合、手狭究底
二 自法相立、在々百姓共差支二相成候段、被 仰渡候、此儀ハ、云々（以下略）
一 小売油之儀モ、前同様手狭究屈二自法相立、在々百姓共差支二相成趣、被 仰渡候、此儀ハ、云々（以下略）
右之通、相違不申上候、其余之儀モ、諸事兼々被 仰渡之御趣意相守り、一同正路実直二、渡世相嘗候様可仕候、
依之、乍恐此段以書付奉申上候、右御聞濟被為 成下候ハ、難有仕合二奉存候、以上、

摂州嶋上郡富田村

油稼人惣代

安政二年

清兵衛

卯六月七日

（以下一七名略）

御奉行様

近世日本における訴願手続（大平）

一三三（二二一八）

この答弁書でも、訴状で非難された点について、一力条ごとに弁明している。この点では、出入筋の「訴訟」において、原告（「訴訟人」）の訴状に対し、被告（「相手方」）が答弁書（「御答書」）で、訴状で非難された点について、一力条ごとに弁明していたのと類似している。

(八) 答弁書に対する意見の上申

一 奉行所は、被非難者側（「訴願の訴状のなかでその不当な活動を非難された側」）が提出した答弁書を「訴願人側に閲覧させ、それについて意見の上申を認める場合があつた。文化十二年（一八一五）十月二日、河州八上郡、丹北郡、丹南郡三九力村村々惣代が、大坂町奉行所の添簡を得て、堺町奉行所に繰屋株の廃止を求める訴え（願）を行った。³⁵文化九年に実綿売買繰屋株が認可され、無株の者の実綿売買が差し止められて、村々の作綿売捌方が手狭になり綿直段も引下げられて、百姓たちが年貢上納に差し支え難儀しているので、「繰屋株御差止め被為 成下、申年（文化九年 大平註）以前之通、実綿売買手広ニ相成候様、被為 成下度」というのが村々の主張であつた。繰屋株の認可取消の訴えといつてよいであろう。この訴えをうけて堺町奉行所は繰屋株の者を召喚して尋問を行った。審問をうけた繰屋株の者たちは、答弁書（「御答書」）を提出した。奉行所はその答弁書を、河州村々惣代に閲覧させ、それについて意見を具申することを認めた。村々惣代は十月三日次のような意見書を提出している。³⁶

【史料一一】

一 乍恐口上

秋元左衛門佐殿領分

河州八上郡 村々

丹北郡 惣代 共

丹南郡

高木主水正殿領分

同州丹南郡 村々

丹北郡 惣代

志紀郡

一 御当地実綿繰屋株差支難渋之趣、当月二日、私共より奉願上候処、追々株持之者共被為 御召成、御糺被為成下候処、実綿売買之義者、諸国客先江売払候得共、実綿之義八差構不申、繰屋而已仲間取締之趣申答候、左候得八、実綿売捌二拘り申間敷哉、乍然、存寄有之候八、可申上様被 仰渡、難有奉畏候、尤、株持共より奉差上候返答書、私共江御下ケ被為 成下、篤与熟覽仕候、依之、乍恐左二奉申上候、

(以下 四ヶ条省略)

一 往古より、繰屋株無之候而も、売買繰屋渡世致シ来り、強而綿屋不相統与も相見江不申(中略)、何卒繰屋株御差止メ被為 成下、申年已前之通、百姓手作之美綿、手広二売捌相成候様、被為 仰下候八、広太之御慈悲、難有奉存候、

文化十二年十月廿三日

近世日本における訴願手続(大平)

河州八上郡拾貳ヶ村惣代

野尻村庄屋

甚五右衛門

同州丹北郡十六ヶ村惣代

小川村庄屋

与次兵衛

同州丹南郡拾壹ヶ村惣代

西村庄屋

与三右衛門

同州丹南郡丹北郡

志紀郡廿五ヶ村惣代

大井村庄屋

茂左衛門

御奉行様

右の意見書から次のことが知られる。まず第一に、奉行所が被非難者側の答弁を訴願人側に伝え、その反応をうかがっていることである。奉行の言いぶりは、『繰屋株の者たちが「実綿売買は、諸国客先へ（自由に）売り払っても

構わない。(我々は)繰屋のみ仲間取締を行うのである」と答えてるので、そうであれば(繰屋株の者が)実綿売捌きにかかわることはないと思われるが、どうか。意見(「存寄」)があれば申し上げよ、というものであった。この訴えは、上記のように、不適正な活動を行った者の特権的営業免許の取消を求める訴願であった。過去に当局が認められた営業免許につき、その後の事情変更を理由に、第三者(訴願人側)がその取消を訴えた相手は、当局(奉行所)であると言えなくもない。しかし、当局は、訴願人側から提出された訴状のなかでその問題性を指摘された繰屋株の者たちに答弁を求め、その答弁を訴願人側に伝え、暗に、『相手側がこう答えているのでこれどうだ』と言わんばかりの対応をしている。出入筋の「訴訟」における内済勸奨と同様のあり方がここに見られる。

岡田光代氏は、天明八年の堺繰綿延売買会所の廃止の訴えを、行政当局と訴願人側が直接対峙する直接対峙型訴願と分析された。⁽³⁷⁾しかし、行政当局の認可されたこの会所の廃止を求める訴えは、上記した文化十二(一八一五)年繰屋株廃止の訴えからも理解されるように、認可された集団の活動を迷惑に思う者たちが提起するものであり、その意味では第三者の不当な活動を訴えその是正を求めるといふ色彩を帯びることもなる。岡田氏が直接対峙型訴願と分類された奉行所が公認した組織の廃止の訴えは、そのなかに氏の言われる間接対峙型訴願(訴願人側が被非難者側の行為を直接の標的とし、奉行所と直接対峙するのではない訴願)の要素を混在させることもあったのである。

上記意見書から知られる第二点目は、奉行所は、被非難者側が提出した意見書を訴願人側に閲覧させ、それについて意見を具申することを認めたこと、そして訴願人側が、被非難者側の主張に反論して繰屋株廃止を求める意見書を提出したことである。訴状の提出、答弁書の提出、答弁書に反論する意見書の提出という手続の進行がここには窺われる。これに対し、出入筋の「訴訟」(民事「訴訟」)においては、原告(「訴訟人」)が訴状を差し出し、被告(「相

手方⁽³⁷⁾が答弁書(返答書)を提出する。対決日には、法廷で原告が訴状の内容を述べ、被告が答弁書の内容を述べ反論する⁽³⁸⁾。もっとも、これは定まった方式ではなく、奉行所の役人が原告の訴状、被告の答弁書を読み上げることもあった⁽³⁹⁾。証拠は、審理開始後に提出を求められることもある。ここでは答弁書が訴訟人の閲覧に供されるわけではなく、訴訟人が相手方の答弁書を検討した上で反論書(意見書)を提出するというわけでもない。

訴状提出(訴願人)、答弁書提出(被非難者)、反論書提出(訴願人)という攻撃防御を繰り返すことを認めた上記の訴願手続は、中世日本の訴陳、イングランドのプリーディングを思わせるものがある。行政当局(奉行所)を相手にした訴えともいえる訴願の中で、このような当事者主義を連想させるような手続がとられていたことは注目に値する。

(九) 示談、曖(あつかい)

一 訴願の内容によっては奉行所は訴願人側と被非難者側との「示談」を命ずることがあった。たとえば、慶応元年(一八六五)五月、摂津河内村々が菜種売り捌きにつき、大坂町奉行所に訴願を行った。油屋(油稼人)たちが菜種買入値段を低価格に固定しており、そのため「油絞草菜種売捌方、手狭窮屈二相成、百姓共難渋仕候⁽⁴⁰⁾」というのが村々の主張であった。この歎願をうけて大坂町奉行所は油屋より村々へ「示談」を行うよう命じた⁽⁴¹⁾。

同年六月十三日、油屋と在方惣代との「示談」が整い、次のような「示談為取替書」を作成して双方で仮調印を行った⁽⁴²⁾。

【史料二二】

「 菜種売捌二付、示談為取替書之事

一從 御公儀様兼而御触渡し趣、相互二急度貫通可致事

(以下、十一力条省略)

右之通、今般示談行届、同文言之書面相認め、夫々引分ケ致所持候上者、以来相互二申分無之筈、若行違之義出來候ハ、此ケ条二引当、相互二違失無之様可致候、為後証、連印如件

右ケ条之内、全在々絞油屋と示談之廉々、無申分行届候二付、入札二而人当差定メ行迄之処、印形致置候、猶市中絞油屋油問屋、京口江戸口夫々江引合、行届候次第、何連モ本紙清書之上、連印ヲ以為取替候様可致積、其上御役所江、示談書差上候様可致候、以上、

慶応元年六月十三日

内海多治郎御代官所

摂州西成郡江口村

庄屋 田中田左衛門

同州同郡海老江村

庄屋 市右衛門

同州住吉郡中喜連村

庄屋 才三郎

(以下、十四名省略)

摂州油稼人代兼

小堀数馬御代官所

河州若江郡嘉納村

油稼人

源右衛門

同州河内郡額田村

徳頭代

徳治郎

齊藤六蔵御代官所

摂州西成郡北野村

赤穂屋

藤兵衛

森宗兵衛知行所

同州豊嶋郡垂水村

喜左衛門

右の如く、為取替書に仮調印のうえ、六月十四日、大坂町奉行所西御役所大森隼太に上申したところ、了承され、奉行に上申されることになった。

二 右の「示談」は訴願人側と被非難者側との話し合いによる和解ともいうべきものであった。これに対し、双方

を和解させるため、和解の斡旋をする「噺人」を奉行が命ずる場合があつた。⁽⁴³⁾たとえば、文久二年（一八六二）一月、「木綿売捌方之儀二付、取噺被仰付候一件書類留」によれば、文久二年九月以来、泉州村々が生産した木綿売捌方につき堺問屋を通さず、他所へ直売することの自由を求めて堺町奉行所へたびたび嘆訴した事件につき、堺町奉行所は泉州郡、大島郡の庄屋たちに噺を命じている。⁽⁴⁴⁾この事件では、取噺人は当初は四名であつたが、後に一名増えて五名となつた。取噺は紆余曲折があつたが、文久三年正月二十七日示談が整い、庄屋たちの取扱いが実を結んだ。⁽⁴⁵⁾双方ならびに取噺人連署によりその旨を左の如く奉行所に届けた。

【史料二三】

乍恐口上

一 泉州在々ニ而織出候木綿売捌方之儀、南助次郎外四人江、取噺被 仰付候二付、御料所御二分、田安殿、一橋殿領知村々之分二限、取噺相整候次第、左二奉申上候、

一 在々ニ而買集候木綿、御当地不向之分売捌方之儀ハ、是迄通取斗候筈、尤、御当地木綿問屋中江者、可成丈ケ反数出精為売捌可申積二候事、

右之通取噺、示談相調候段、一同差支之筋無御座候二付、双方并取噺人共、連印以書付奉申上候、乍恐、此段御聞濟被為成下候ハ、難有可奉存候、以上、

文久三年亥年正月廿七日

木綿問屋

年行司

小山屋

久兵衛印

(以下二名略)

示談人

前田

六兵衛印

一橋殿御領知

泉州大島郡長承寺村

庄屋

八郎兵衛印

(以下二名略)

同州同郡浦田村

庄屋

取唼人 阿津為太郎印

田安殿御領知

同州同郡八田寺村

庄屋

太一郎印

(以下三名略)

岡部筑前守殿御預所

同州南郡吉井村

庄屋

六左衛門

(以下二名略)

同州同郡高石北村

庄屋

取囃人 山川七左衛門

松永善之助殿別廉当分

御預所

同州日根郡瓦屋村

庄屋

治郎兵衛

(以下四名略)

三三三(二二〇八)

取嘆人の努力により右の通り、堺問屋と村々との間の示談が整い、一月二七日、「御奉所へ一同罷出、濟口御届申上」げたところ、奉行所にて「示談通、木綿取捌候様可致」と申し渡された。⁽⁴⁶⁾ 嘆人の斡旋による「示談」を、「濟口」と呼んでいることは注目されよう。もともと、奉行所では与力が応対したものと恐れられ、「尤、此方共二而聞濟候様難申聞二付、御奉行方江伺之上、向々江茂及返書候様可致旨」仰せ渡されている。すなわち、与力たちだけで聞き濟ませ置くというわけにはいかないので、奉行に伺ったうえで關係方面にも返事をする旨仰せ渡されたのである。願筋の「訴訟」(「訴願」)の「示談」(「濟口」)は奉行の承諾を得ることになっていたのである。出入筋の内済における濟口聞届(奉行による内済の承諾)と類似した手続がとられていたことが分かる。

三 上記したところから理解されるように、訴願においては、訴願人の訴え提起後、奉行所が訴願人と被非難者側との和解をすすめるところがあつたのである。当事者同士による「示談」、あるいは奉行所が第三者を仲介人に任命して当事者の和解を促進させる「嘆」など、異なるパターンがあつたが、訴えの提起後、当事者の和解を奨励するという点は出入筋の「訴訟」手続と変わるところがなかつた。

平川新氏は、著書『紛争と世論 近世民衆の政治参加』において、「受理された訴願は、『内済』『相對』『熟談』『示談』などと表現されるように、ひとまず当事者交渉に委ねられるのを基本にしたといえよう。いわゆる内済である」⁽⁴⁷⁾と指摘されている。上記したところから理解されるように、訴願についての氏の指摘が妥当する側面があつたことは事実である。氏の指摘は、訴願が出入筋の「訴訟」手続と類似していたことを示す貴重な指摘である。ただ、

訴願のすべてが内済に適合的な性格を有していたわけではない。訴願人側と利害が相対立する被非難者側が存在するような訴願については氏の指摘はあてはまるが、領知替反対の訴願、増税反対の訴願といった行政当局を相手とする訴願については、「示談」や「嘸」は存在する余地がなかった。訴願の類型により、その処理手続は異なっていたのである。

(一〇) 裁定

一 訴願の嘸が不調の場合は、奉行所による裁許が行われることになる。寛保三年（一七四三）十二月、摂州嶋上郡四六ヶ村の百姓たちが京都町奉行所の目安箱に投函した箱訴状⁴⁸を見ると、訴願の内容と、訴願、吟味、嘸、裁許という手続の流れがよく分かる。以下、同箱訴状から訴願の内容と手続の流れを見ていくことにする。

【史料一四】

乍恐御訴訟

摂州嶋上郡

四拾六ヶ村百姓共

一 先達 村々より御願奉申上候城州山崎宿二而、新規二口錢越取、諸荷物継荷二仕候二付、御差留被為成下候様、御願奉申上候処、段々御吟味被成下、口錢之義、新規二相究り候得共、一兩年茂差出し候事に候故、此儀仲人被仰付候間、下二而取嘸越請、少々二而茂品越付候様、当三月上旬被仰付候由、庄屋共委細申聞候二付、此儀

者何分新法之儀、取噉御請申候不得心之旨、庄屋共江段々申候処、御上之御重り候由二而、取噉二相掛り、于今京都江罷出、夥敷飯代小遣越費シ、村々入用多ク罷成、困窮之百姓難儀仕候二付、当夏より茂、御取噉是悲共御赦免奉願、御裁許御願申候処、庄屋共江申候得共、于今京都江每度相詰居申、收納勘定時分、村々百姓共迷惑仕候御事、

一右取噉之仲人より茂、最初八少々之銀子二而、品越付候様申、其後者、少々口錢越付候様申、御番所様二而茂、相對二而口錢を付候様、被仰付候由申聞候得共、四十六ヶ村一統得心不仕候、たはこ荷通イ荷物、庄屋共吟味仕、四拾六ヶ村より千五百荷と書付差上ヶ申候由二而、四拾六ヶ村より千五百荷二八錢宛出し候義者、左少之義候処、意地越以御上之預御苦勞候様、被為遊御意候様、承知仕候、全ク意地を以、御上之御苦勞預り候義二而八、曾而無御座候、於山崎宿二口錢付候八、山崎街道筋、摂州之宿二、不残新規二口錢越取出し可申様子相見江候、左様二罷成候而八、摂州之宿々と、村々百姓共不残及諍論可申と、千万歎敷迷惑至極奉存候、其節御公儀様江御願申上候とモ、於山崎相對二而口錢付置候八、又々下二而相對仕候様、可被仰付奉存候二付、口錢之儀、下二而相對之筋、何分得心不仕候、殊二先達而、大津、伏見江御尋可被為遊候旨、被為仰下候由、承知仕候、乍恐、大津、伏見之義者、格別本宿之義と奉存候、山崎海道筋、摂州地播州迄、又京都より大坂海道筋、摂州守口之宿等二而茂、口錢之品曾而無御座候、猶又丹波街道筋宿々二而茂、丹波たはこ持出候二、口錢取候義無御座候様二承候、右たはこ荷物、拾年均し千五百荷二御座候処、山崎より式參年已來七百五拾荷杯と申上候由、以之外之偽りに御座候、殊諸荷物継荷之義、何之御沙汰茂不被為成下候様、庄屋共申候、作物諸事継荷二仕候而者、山崎二而歩荷之者二為持、荷主無益二付、添上り不申候而八、其日之売払成不申候而八、

日之売払成不申、至極之難渋ニ御座候間、諸荷物継荷ニ不仕、右四拾六ヶ村より只千五百荷たはこ荷、口錢無之、京都江罷上り申候様、御慈悲之上、古來之通被為仰付被為下候八、承り広太之御厚恩、難有可奉存候御事、

右之通、取嘜之儀不得心之旨、御裁許御願申上候様、庄屋共江申候得共、何分不心得之庄屋共ニ而、如何相心得、庄屋共之了管ニ御座候哉、不得其意奉存候、取嘜之義、未差上ケ不申候哉、御裁許之御願茂不仕候哉、于今京都江相詰罷有候、元來困窮ニ付、少々利合考、京都江茂持出、八錢之口錢も御願奉申上候処、右庄屋年寄共、長々相留り候入用多ク罷成候而八、猶以難渋仕候、私共銘々御願ニ罷出申度、奉存候得共、地頭より茂許容有之間敷、庄屋共江茂氣之毒ニ奉存候、重々恐多奉存候得共、御箱訴仕候義ニ候間、此段幾重ニも御免許被為成下、地頭庄屋共得江茂、右御箱許仕候義不相頭候様、庄屋共被為召出、右之段々御吟味被為成下、御裁許被為成下候様、千万奉恐入候得共、御願奉申上候、以上、

寛保三年

亥ノ十二月十二日

摂州嶋上郡四拾六ヶ村

惣百姓共

御奉行様」

箱訴状は、二力条からなり、最後に奉行所の「裁許」を求めるといふ形式で書かれている。第一条には次のような主張が述べられている。城州山崎宿にて新規に「口錢」(荷物の通過料)をとることになった件につき、先だつて、村々より口錢差し止めを奉行所に願ひ出たところ、奉行所で「吟味」がなされ(段々御吟味被成下)、奉行所より、

『口銭の件は新規に決まったことではあるが、この一兩年の間徴収するというものである。この件については他人（調停人）を申し付けるので、これら下々の者たちによる取贖を請けて、少しでも色（体裁）をつけるように』と申し渡された。庄屋たちはこの旨を百姓たちに詳しく申し聞かせたが、百姓たちは、これは「新法」であり、贖を請けるのは納得できないと庄屋たちに申し述べた。しかし、庄屋たちは、「御上」（おかみ）の御意向であることを理由に贖に取り掛かった。（贖のために）庄屋たちが京都に出張し、おびたらしい「飯代」「小遣」を費やし、「村々入用」が多くなり困窮の百姓が難渋している、この夏より、「贖」の「御赦免」を願承り、（贖ではなく）「裁許」を願うよう庄屋たちに申し述べているが、（庄屋たちは）未だに京都にその都度滞在しており、（このままでは）年貢収納勘定の時期に百姓たちが迷惑することになる。

第二条には次のように記されている。取贖の仲人は、最初は少々の銀子にて色を付けるよう申し、その後は、少々口銭を賦課するよう申し、奉行所（御番所）でも「相對（あいたい）」で（当事者同志で話し合つて）口銭を賦課するよう仰せつけられたと申すが、四六力村すべてが納得しない。たばこ荷は庄屋たちが吟味し、四六力村より千五百荷と書付を提出した由であるが、四六力村より千五百荷に対し八錢つづ口銭を出すのはさほど大したことではないのに、（百姓たちが）意地で御上（かみ）に苦勞をかけていると思われておられるように承つたが、意地で御上に苦勞をかけているのでは決してない。山崎宿で錢を徴収するようになると、山崎海道筋、摂州の宿々が残らず新規に口銭を取るようになるという心配もつかがわれ、そのようなことになつては、摂州の宿々と、村々百姓たちが争論になり、大変なげかわしく迷惑至極のことと思つている。その節公儀へお願い申し上げたが、山崎において「相對」で口銭を賦課するのであれば、（その問題は）またまた下々の者たちにより「相對」で処理するよう仰せつけられると

思われるが、口銭を下々の者たちにより相対で決めるといふのは何としても納得できない。ことに先だって、(奉行所では)、大津、伏見へ(口銭の件につき)お尋ねされる旨仰せ下されたと承っている。恐れながら、大津、伏見は格別の本宿と思われる。山崎海道筋、摂州地播州まで、また京都、大坂海道筋等でも、口銭の賦課は行われていない。また、丹波海道筋宿々でも丹波たばこ出荷にさいし、口銭を取ることはしていないように承っている。(中略)右四六力村より千五百荷たばこ荷、口銭なしに京都へ搬送できるよう、御慈悲のうえ、古来の通り仰せ付け下されたならば、御厚恩有難く存じ承る。

以上が四六力村百姓たちの箱訴状に記された二カ条の内容である。右二カ条の記述につづけて、四六力村百姓たちの箱訴状には次のように記されている。

右の通り、嚔には納得しない旨、(したがって)裁許を願うよう庄屋たちに申し上げたが、「不心得」の庄屋たちのこと、どう考えているのか分からない。(中略)、私どもが(京都に)御願に出向きたいが地頭の許可がおりると思えず、また(私どもが直接出向いては)庄屋どもにも「氣之毒」に思つので、恐れ多いことは思うが、ここに箱訴する。箱訴の件、地頭、庄屋に知られぬようにして庄屋たちを召し出し、右の件吟味下され、裁許をして下さるよう、御願申し上げる。

以上が、摂州嶋上郡四六力村の百姓たちが京都町奉行所の目安箱に投函した箱訴状の内容である。この箱訴状はいわゆる願型訴状であり、出入型訴状のように「訴訟人」「相手方」がそれぞれ冒頭に記されているわけではなく、「摂州嶋上郡四拾六ヶ村百姓共」が差出人として記されているだけである。宛先は、「奉行所様」とある。城州山崎宿の口銭をめぐる問題ゆえ、管轄は京都町奉行所であったものと考えられる。

この箱訴状から次のことが知られる。(一) 山崎宿が京都への搬送荷物に口銭を賦課することになり、それに対し摂州嶋上郡四六力村が差止めを京都町奉行所に願ひ出た。(二) 四六力村の口銭差止め願に対し奉行所は仲人による嘸(調停)を命じた。(三) 四六力村の庄屋たちは奉行所の意向をくんで嘸に前向きに臨んだ。(四) 四六力村の百姓たちは、口銭賦課に納得できないため、嘸に臨むこと自体に反対であり、口銭は当事者間で話し合つて決めるべきものとは考えていない。(五) それゆえ四六力村の百姓たちは、庄屋たちが嘸に臨んでいること、そして、多大な経済的負担をかけていることに反対し、「嘸」ではなく「裁許」を奉行所に求めることを庄屋たちに進言した。(六) 庄屋たちがその進言を受け容れないため、百姓たちが奉行所の「裁許」を求めて箱訴した。以上のことが知られる。

ここから、四六力村の訴願が奉行所で、「吟味」され、仲人による「嘸」を命じられたこと、「嘸」に不満をいだき、「嘸」ではなく、「裁許」を求める動きが展開されていたことが分かる。訴願、吟味、嘸、裁許という手続の流れが右の記述から理解される。

ところで、問題の口銭賦課は、山崎宿が勝手に決めることのできる問題ではないので、京都町奉行所に山崎宿が事前に申請し奉行所の認可を得ていたものと思われる。そのことは、百姓たちの箱訴状に、四六力村よりの口銭差止め願が奉行所で吟味された際に、上述のように、奉行所が『口銭の件は新規に決まったことではあるが、この一兩年の間、徴収するといふものであるので』と申し渡しているところからも窺われる。従つて、四六力村から提出された口銭差止め願は、公権力の行った認可という処分不服を申し立てる訴願である。しかし、奉行所は、この口銭差止め願の処理については、原告四六力村、被告奉行所という、現在の訴訟のような構成をとらず、四六力村と山崎宿との「相対」(当事者間の話し合い)による処理という構成をとっている。私人が原告となり公権力が被告となるとい

うことはあり得なかつたこの時代にあつては、公権力の認可に対する私人の差止め願（公権力の認可の取消を求める訴願）は、認可を不服とする差止め願人と、認可申請人との間の問題とされていたことが分かる。従つて、四六力村百姓たちが求めていた奉行所の「裁許」とは、山崎宿による口銭賦課の当否を判断し、それにもとづき口銭差止め（廃止）を命ずる裁定であり、奉行所が一旦下した認可の当否を奉行所自ら吟味・判断し、それにもとづき口銭差止めを命ずる裁定ではなかつた。後者を認めることは、私人の請求にもとづき公権力の判断の当否を裁定することになり、当時の国制上の法觀念の許容範囲を越えることになるからである。従つて、この種の訴願では、既になされた公権力の判断の当否に立ち入らぬように工夫された「裁許」がなされていた。次の例がそのことを示している。

二 文化七年二月一七日（一八一〇）、四月一九日の二度にわたり、泉州四郡村々惣代が大坂町奉行所に、織出し木綿の自由売買を求める訴願を行った。⁽⁵⁰⁾いま、二度目の願書を示すと左の通りである。

【史料一五】

乍恐口上

泉州四郡村々惣代

一 泉州村々より織出候木綿者、御当地木綿問屋共之外、他売仕間敷候旨、木綿取扱候商人共へ対し、去巳十一月被為 仰触、承知奉畏候、然ル処、去冬より木綿直段下落仕、売捌方不宜候、此儀、御当地問屋一卜向之売口二相成候故、問屋ヲ始、仲買之差略を以、自然之相庭二はつれ、踏下ケ候故、右様二相成候義与奉存候二付、先達而歎訴仕候処、先般被為 仰触候御趣意者、全木綿商人共被対候御事二而、百姓共手先より売捌仕候共、

御差構無御座候段、御利解被 仰聞、難有承知奉畏候、乍併、右木綿之儀者、於泉州村々、百姓一駄、作間二無他事稼出候分二而、別而御年貢銀方者、木綿売払調達上納仕候義二御座候へ者、天然之相庭二て高下仕候者、是悲無御座候得共、御当地問屋共之外、他売不相成様、百姓共手先相狹、売捌妨候而者、第一御年貢上納之差支候義与奉存候間、何卒村々百姓手先より売捌方之儀者、御当地問屋并仲買江も売払、自然直段不引合之節者、他国何方商人二而も為入込候共、持出候共、寄集反数、荷数二不抱、自由二売捌仕度奉存候、何卒御憐愍を以、此段御聞濟被為 成下、問屋、仲買共江著、後々年二至り違失不仕候様、被為 仰渡被下候八、御慈悲難有仕合奉存候、以上、

文化七年

午四月十九日

石原下

(箕土路村庄屋)

三郎右衛門

尾崎村庄屋

吉田楠之丞

(以下、八人略)

岡部領

岡部知行所

樽井村庄屋

脇田右馬太郎

岸和田村庄屋

岸 六右衛門

佐野村年寄

奥 左 近

(以下、六人略)

御奉行様」

右願書によれば、訴願内容は以下の通りである。『文化六年十一月、(堺奉行所より)泉州村々より織り出した木綿は、堺木綿問屋のほか、他へ売ってはならぬと木綿商人へ触出され、畏れ奉りました。ところが、同年冬から木綿の値段が下落し、四郡村々の木綿は販売不振に陥りました。その原因は、十一月の触により堺問屋への一極集中販売となり、問屋、仲買人の裁量で自然の相場から逸脱した低価格にしたため、このようなことになったのです。そこで先般奉行所に嘆訴しましたところ、「先般の触の趣意は、木綿商人たちに対して、申し渡したものであり、百姓たちの売り捌きは構わない」と説諭して下さり、有り難く承知致しました。しかし、木綿の件は、泉州村々においては百姓たちが農閑期に稼ぎ出したものであり、とりわけ年貢納銀は、木綿を売り払って調達・上納していますので、(木綿値段が)自然の相場で高下するのはやむを得ませんが、問屋のほか他売をせぬよう百姓たちの売先を狭め、販売を妨

げては年貢上納に差し支えますので、何とぞ百姓の売り捌きについては、問屋ならびに仲買へ売り払い、もし値段が引き合わないときは、他国、何方の商人でも、参入、持出を認め、木綿の反数・荷数にかかわらず自由に売りさばきたいと存じます。何とぞご憐愍を以てこの段、お聞き入れ下さり、問屋、仲買たちへ後年に至り違失なきよう仰せ下されたならば、ご慈悲を有り難く存じます。』

以上が文化七年(一八一〇)四月一九日の泉州四郡村々の訴状の内容である。訴願の発端は、文化六年十一月の木綿売り捌きを制限する触にあるが、この触は実は、堺問屋たちが独占買い占めという自己の權益を侵害する事態が現れてきたことから、既得権を死守するため堺町奉行に願ひ出て触出してもらったものである。⁽⁵¹⁾この触は、木綿の仲買人ならびに木綿売買に携わる者(「携候者」)に対し、他所の者への直売(自由販売)を禁じ、堺問屋への直売を命じたものである。しかし、こうした人為的な販売統制による独占的權益保護は、百姓たちからの木綿買入値段を不当に安くするという結果をもたらした。そのため泉州四郡村々惣代が文化七年二月一七日嘆訴したところ、奉行所は、『先般の触の趣意は、木綿商人たちに対して申し渡したものであり、百姓が売りさばくのはかまわない』と説諭した。百姓たちは、この説諭が、百姓たちの「売りさばきの自由」は認めたが、「他国商人を含めた、売りさばき先選択の自由」ならびに「売りさばき量の自由」は認められたのかどうか確信が持てなかつたため、同年四月一九日それらの承認を求めるべく改めて願書を作成したのであろう。

この文化七年四月一九日付の願書が四月二一日堺奉行所に提出された。奉行所で、四郡村々の「申立之趣」を取調べ、⁽⁵²⁾問屋たちの「申立」も同様に審査した。問屋たちは百姓たちの「申立」につき難色を示したが、奉行所は、木綿売り捌きについては百姓に拘わるような規定はもちろん、申し合わせもないので問屋たちの申立の趣は採用できない

と判断した。⁽⁵³⁾ そして次のような裁定を下した。

『泉州木綿売捌については問屋と仲買の間には取替した証文があり、仲買がそれに違反していたので、先般、仲買たちに（注意を）申し渡し、また注意を喚起する触を出した。これは百姓に拘わるものではない。問屋・仲買へ木綿を売り捌いた余りは他所へ任意に売り捌いてもかまわない⁽⁵⁴⁾。同年八月一五日、堺奉行所は、四郡惣代、堺問屋、仲買たちを召喚し、右の裁定を申し渡した。この裁定が「裁許」にほかならなかった。左の史料からそのことがうかがわれる。⁽⁵⁵⁾

【史料一六】

乍恐書付奉申上候

泉州泉、大島両郡廿五ヶ村惣代

上石津村庄屋

治右衛門

一泉州村々織出し木綿、堺問屋共之外、売間敷候旨、木綿取扱候商人共江対シ、去巳十一月堺御奉行所より被為仰触候二付、村々売捌方差支候二付、当四月十九日、四郡一同御願奉申上趣、四月廿一日、書付を以御届ケ奉申上候、然ル処、当月十五日、四郡惣代、堺問屋、仲買御召之上、四郡願之通、御裁許被為 仰付候二付、乍恐御届ケ奉申上候、尤、御請証文写し、左二奉申上候」

この【史料一六】には、奉行所の裁定につき、明確に「裁許」という、出入り筋と同様の表現が用いられている。

ところが、訴願については、残存史料によつては、「落着」といふ、吟味筋と同じ表現が用いられているものもある。天明八年（一七八八）五月七日の泉州四郡村々惣代の訴状に対する裁定について、「酉四月一三日願、惣代之者御召出之上、落着被、仰渡、則奥二写置通り、請証文被、仰付候而、濟候事」と記されていることから、そのことが知られる。⁽⁵⁶⁾ 訴願の裁定は、「裁許」とも「落着」とも觀念されていたのである。

ところで、上記泉州四郡村々惣代の訴願に関していえば、仲買の者たちが百姓から木綿類を買い請け、堺、大坂その他の各地へ売り捌いていた実態⁽⁵⁷⁾を考へるなら、仲買たちの売り捌き先を堺問屋に限定することは仲買の販路を狭め、ひいては百姓たちの販路をも狭めることになることは当然予想されたことである。そのことを承知で文化六年（一八〇九）十一月、堺奉行所は堺問屋の願をうけいれて、堺問屋への一極集荷を目的とする触（木綿売り捌き統制令）を仲買人たちに発したのである。泉州四郡村々の第一回目の訴願は、こつした堺問屋への一極集中に反対し、自由な売り捌き（「向々江手広二売捌」⁽⁵⁸⁾）を認めるよう求めたものである。奉行所の説諭をうけたのちの第二回目の訴願でも、改めて自由な売り捌きの確認を求めている。訴願を引き起こした原因は堺奉行所の触にあるが、奉行所は、問題をあたかも堺問屋と四郡村々との争いであるかの如く受け止め、利害調整的な裁許を行っている。ここでも訴願が、触を不服とする者と、触の発布を求めた者との間の問題とされていくことが分かる。そして「裁許」も、触の発布を認めた行政の判断の当否に立ち入ることなく、双方の利害を調整するものとして行われている。

三 訴願では、訴願の裁定は、訴願人、被非難者それぞれ別々に申し渡される場合もあった。寛保三年（一七四三）七月二七日摂州豊嶋郡村々の訴願に対する訴願人側への裁定申渡は次の通りである。⁽⁵⁹⁾

【史料一七】

一 申渡又覽

摂州村々 庄屋共

一 其方共、先達而願書差出、近年段々干鯛高直二相成、農業差支令難儀之由、其上、当地干鯛屋共古組、新組と相分、式軒二商売致候二付、高直二相成候、売買一統二致候得者、下直二可相成旨、願出候村々茂有之候二付、此度干鯛屋共呼出、古組、新組之無差別打混売買致、随分干鯛下直二相成候様二可致旨、申渡候二付、油粕焼酎粕、伊丹、池田、尼崎、西宮二買之者有之二付、高直二相成、是又農業差支候由、願出候村々茂有之二付、一切買之致間敷旨、此度四ヶ所へ申渡候、右之外他国浦々魚臚之儀者、当表二而難及貧差二候二付、不及沙汰候、右之通申渡候条、村々百姓共、可令承知者也、

(寛保三年)

亥九月

右訴願は、寛保三年(一七四三)七月二七日、摂州豊嶋郡村々が、農業用肥料の干鯛・油粕焼酎糟の値段が高騰して百姓たちが「必至と困窮」しているとして大坂町奉行所に善処を求めたものであり、高騰の原因を干鯛新問屋、古問屋二組によるセリ売、および油粕、焼酎粕買之者の存在にあると訴え、その取締りを求めるとともに、国々浦々での干鯛油差止めを願ひ出ている。この訴願に対し、奉行所は取り調べのうえ、上記裁定申渡(【史料一七】)にあるように、同年九月、干鯛問屋を召喚し、古組、新組の差別なく打ち交わって売買し、干鯛の値段が下がるようにと申し

渡している。干鯛問屋へ裁定を申し渡す際には訴願人である埧州村々の庄屋は召喚されていない。上記した文化七年(一八一〇)泉州四郡村々の訴願では、裁定申渡のさい、訴願人、木綿問屋・仲買が召喚されていたの⁽⁶¹⁾に対し、この訴願では関係者が同時に召喚されて裁定申渡が行われてはいない。なぜ異なつた処理が行なわれたのか定かでない。

上記裁定申渡(史料一七)には油粕、焼酎粕買~~々~~や他国浦々魚臘の件に関する裁定も含まれており、これらは干鯛問屋にはかわりがないため、申し渡す裁定の内容が干鯛問屋と四郡村々庄屋たちとは異なり、それゆえ同時に召喚して裁定申渡を行うことはしなかつた、と考えられなくもない。後考を俟ちたい。⁽⁶²⁾

(十一) 請証文の提出

一 訴願の裁定が済むと、裁定を申し渡された者たちからの請証文が奉行所に提出される。上記した文化七(一八一〇)年四月泉州四郡村々の訴願の裁定に対する請証文は左の通りである。⁽⁶³⁾

【史料一八】

一 被 仰渡御請証文之事

其方共儀、村々二而織出し候木綿、当地問屋一ト向キ之売口二相成候分者、見競之直段無之、且者問屋、仲買差略を以、直段踏下ケ、百姓共及難洪候間、問屋、仲買江売捌、自然直段不引合ニ候ハ、当地之外江も勝手次第売捌度旨、申立之趣、及取調候之処、元来、泉州木綿売捌之義ニ付而者、問屋、仲買為取替証文之趣も有之候処、狼二相成候義ニ付、仲買共へ先達申渡候趣有之、猶亦触書等差出候得共、右者百姓共江抱り候筋一者

無之義二付、専門屋、仲買江売捌、其余分者、他所江も勝手次第可売捌候、尤も、村役人共より得与心ヲ付、混雜不及候様致、何しも実意之取斗可為致候、

木綿問屋

年行司共

上六組木綿仲買

同泉州同断仲買

同下六組 仲買

其方共儀、百姓共申立之趣、差支難洪等申立候得共、木綿売捌義二付、百姓共江抱り候規定者勿論、申合等無之上八、申立之趣難取用筋二付、右之通申渡候間、百姓共混雜不及候様、実意之直段を以、可買捌候、尤、六組仲買共、先達而申渡候問屋共与為取替一札之趣意、此上下二而熟談いたし、其上二も不相調候八、願出候義八、勝手次第可致候、

右之通申渡候間、一統可令承知候、

右被 仰渡候趣、一同奉畏候、仍而、御請証文、如件」

右請証文は、訴願村々の名による請証文なのか、訴願村々（泉州四郡村々）と堺木綿問屋、仲買たちとの連名による請証文なのか、定かでないところがあるが、前半は訴願村々へ、後半は木綿問屋・仲買たちへの申渡文言となつているところを見ると、訴願村々と木綿問屋、仲買たちとの連名による請証文と見てよいであろう。先に引用した【史

料二三】に、「当月（文化七年八月）一五日四郡惣代、堺問屋、仲買御召之上、四郡願之通、御裁許被為 仰付候二付、乍恐御届ケ奉申上候、尤、御請証文写し、左二奉申上候」とある。「御請証文写し」が、右の「被 仰渡御請証文之事」であり、四郡惣代、堺問屋、仲買が同時に召喚されて申し渡された裁定の請証文であるところからして、この請証文は、四郡村々と堺木綿問屋、仲買との連名による請証文であったのかも知れない。⁶⁴

二 訴願の裁定請証文を訴願人だけの署名で提出することもあった。天保六年（一八三五）六月一六日の摂州、河州村々惣代名で大坂町奉行所に提出された左の請証文はその一例である。⁶⁵

【史料一九】

被 仰渡御請書之事

御料 私領 撰河州廿五郡之内

九百五拾貳ヶ村

惣代 共

其方共儀、作方二用ル干鯛始、肥類高直之上、交物等有之、利目悪敷、又は買、困持等致難渋之由、先年願出、取調之上、当表并撰、河両国へ触書差出候、⁶⁴近來諸肥類高直二成候上、交物又は買、困持等致入者も有之哉二て、難渋之次第申立、再触之儀追々願出候二付、相糺候処、買、困持等致入儀は、取留相聞へねども、近來品柄劣、高直二相成候義八、願之趣無相違相聞、天明之度触渡し、年久敷相成致忘却、不正路之売買可有之義も難斗、旁願之趣聞届、当表并撰、河両国へ再触差出候間、此旨存届、

右之通被仰渡、一同難有奉畏候、依之、御請如件、

天保六未年

六月十六日

撰州
河州

村々惣代

小堀主税御代官所

河州丹北郡三宅村

庄や 新兵衛印

石原清左衛門御代官所

同州石川郡大ヶ塚村

庄や 善五郎印

添田一郎次御代官所

撰州兔原郡横屋村

庄や 与左衛門印

大原吉左衛門御代官所

同州西成郡江口村

庄や 伝左衛門印

永井飛騨守御預り所

御奉行所

摂州、河州村々惣代は、天保六年六月、大坂町奉行所に対し、諸肥料が近年高騰して難渋しているので、在町の肥料取扱人へ、販元よりの低価格買い占めと独占販売（買元直段引下ケ下直二ノ買、ノ売）、不純物混入（交物手入）等、を行わぬよう取締り、（そのようなことを行わぬよう）厳しい御触を出してほしいと訴願していた。⁶⁶ 右訴願をうけて取調を行った（「相糺候」）奉行所は、同年六月一六日、その訴願を聞き入れる旨の裁定を行い（「願之通御聞届有之」）、⁶⁷同日、摂州、河州村々惣代は、右の裁定請証文を提出したのである。

註

- (1) 「大阪府立大学経済研究」三五巻二号、平成二年、三二頁。
- (2) 訴願という用語については、別稿で指摘したように(註4)引用論文三三二頁註(12)、三通りの使い方がある。第一の用例は、民事訴訟の意味で使われる例、第二の用例は、監督、取締、許認可、処分等の権限を有する行政当局に対する各種の嘆願、請願という意味で使われる例、第三の用例は、訴訟（民事訴訟）と請願の双方を含めた意味で使われる例である。本稿では、出入筋の手続との違いを明確にするという観点から、第二の用例に従った。
- (3) 『藤井寺市史』第七巻、史料編五、二五八～二六三頁、『豊中市史』史料編三、四二八頁～四三〇頁。なお、「谷」は、「より」に直した。以下、同じ。
- (4) 大平祐一「近世日本の訴状 訴願手続の考察に向けて」(「立命館法学」二七一・二七二号、二〇〇一年、二二八

5211。

- (5) 『藤井寺市史』第七卷、史料編五、二六三頁。
- (6) 『堺市史』続編、第四卷、一一五九、一一六〇頁。
- (7) 『堺市史』続編、第四卷、一一五一、一一五二頁。
- (8) 『尼崎市史』第六卷、一〇一頁。
- (9) これは、平川新氏の指摘する「多数派原則」、すなわち訴願受理にあたっては、訴願要求が関係地域の大勢であることを考慮するという原則と密接に関連するものといえよう（平川新『紛争と世論 民衆の政治参加』（東京大学出版会、一九九六年）一〇九、一一一、一四九、一五〇頁）。
- (10) 『尼崎市史』第六卷、一〇二、一〇三頁。
- (11) 『河内長野市史』第六卷、史料編三、四五〇頁、『豊中市史』史料編三、四三〇頁。
- (12) 小早川欣吾『増補近世民事訴訟制度の研究』（名著出版会、昭和六三年）三七五、三七六頁、石井良助『近世民事訴訟法史』（創文社、昭和五九年）一三〇頁、三九五頁、神保文夫『幕府法曹と法の創造 法実務と実務法学』（國學院大學日本文化研究所編『法文化のなかの法創造』（創文社、二〇〇五年）一一七頁）、平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』七四六～七四八頁。
- (13) 『藤井寺市史』第七卷、史料編五、二六四頁。
- (14) 『豊中市史』史料編三、四二八～四三〇頁。なお、『藤井寺市史』第七卷、史料編五、二六四～二六六頁をも参照。
- (15) 『堺市史』続編、第四卷、三三〇～三三五頁、『高石市史』第三卷、一七八頁以下。
- (16) 『堺市史』続編、第四卷、三三六頁以下、『高石市史』第三卷、一八三頁以下。
- (17) 『堺市史』続編、第四卷、三三六～三三八頁、『高石市史』第三卷、一七八頁以下。特に、一八一頁、一八三頁以下。
- (18) 『河内長野市史』第六卷、史料編三、四五二頁。
- (19) 『河内長野市史』第六卷、史料編三、四五二頁。

近世日本における訴願手続（大平）

五三（二〇八八）

- (20) 『尼崎市史』 六巻、九三頁。
- (21) 願人への尋については、『大阪編年史』 第十一巻、一三六頁をも参照。
- (22) 『羽曳野市史』 第五巻、史料編三、四七〇～四七二頁。
- (23) 『羽曳野市史』 第五巻、史料編三、四七二頁以下。
- (24) 『藤井寺市史』 第七巻、史料編五、二四〇～二四二頁。
- (25) 『藤井寺市史』 第七巻、史料編五、二四二頁。
- (26) 『尼崎市史』 第六巻、九四頁。
- (27) 『松原市史』 第五巻、八九頁、青木虹二編『編年百姓一揆史料集成』 第七巻（三一書房、一九八一年）二〇頁。
- (28) 『羽曳野市史』 第五巻、史料編三、四七九、四八〇頁。
- (29) 『松原市史』 第五巻、八九～九一頁、『編年百姓一揆史料集成』 第七巻二〇頁。
- (30) 『松原市史』 第五巻、八九、九〇頁、『編年百姓一揆史料集成』 第七巻二〇頁。
- (31) 『編年百姓一揆史料集成』 第一〇巻、五五四～五五六頁。
- (32) 『松原市史』 第五巻、八九頁、『編年百姓一揆史料集成』 第七巻、二〇頁。
- (33) 安政二年六月、「摂河在々油稼人口上」（『尼崎市史』 六巻、一〇六頁、『河内長野市史』 第六巻、四五四頁、『豊中市史』 史料編三、四三三頁）も、「乍恐口上」となってる。もっとも、「乍恐口上」と記されたものがすべて答弁書というわけではない。願書の場合も使われている（『松原市史』 第五巻、九七以下頁参照）。
- (34) 『河内長野市史』 第六巻、史料編三、四五四頁以下。
- (35) 『松原市史』 第五巻、六六、六七頁。
- (36) 『松原市史』 第五巻、七四～七六頁。訴願にさいし、被非難者側が提出した返答書に対し、訴願人側が意見書（反論書）を提出することがあったことについては、津田秀夫『封建経済政策の展開と市場構造』（御茶の水書房、一九六一年）一一六、一一七頁、守屋浩光『近世後期における畿内集団訴願の法的性質』（二・完）「政策形成訴訟」としての把握を通じ

て
「法学論叢」一四六卷二号、一九九九年）七五頁、七六頁をも参照。

(37) 岡田光代「和泉における農民の訴願運動」(大阪府立大学経済研究)三五卷二号、平成二年、三一頁以下。

(38) 中田薫『法制史論集』第三卷下(岩波書店、昭和四八年)七六七頁。

(39) 中田『同上書』八四九頁註(16)。

(40) 『豊中市史』史料編三、五七三頁。

(41) 『豊中市史』史料編三、五七八頁。

(42) 『豊中市史』史料編三、五七五～五七七頁。

(43) 『高石市史』第三卷、六四四、六五六頁。

(44) 文久二年二月四日泉州泉郡大島郡の庄屋たちが堺町奉行に差し出した「乍恐口上」に、「一、泉州在々二而織出候木綿売捌方之儀、私共江取嚙被仰付候二付、御料所御二分、田安殿、一橋殿御領知村之分二限、及取嚙候次第、左二奉申上候」とある(『高石市史』第三卷、六四四、六四五頁)。

(45) 『高石市史』第三卷、六五一、六六三、六六四頁。

(46) 『高石市史』第三卷、六六五頁。

(47) 二五一頁。

(48) 『豊中市史』史料編三、八九頁。

(49) 口銭が奉行所の管轄事項であったことは、『御触書天保集成』六一三七号に、「但、三ヶ所両種間屋共口銭之義は、大坂町奉行所二おひて可申渡候」(六七〇頁)、「但、菜種綿実之外、油二絞り候草木之実買口之義も、本文同様可相心得候、且、口銭之義は、大坂町奉行所二て可申渡候」(六七二頁)とあることから知られる。

(50) 『高石市史』第三卷、六三〇、六三一、六三六頁。

(51) 『高石市史』第三卷、六三〇頁。

(52) 『高石市史』第三卷、六三八頁。

- (53) 『高石市史』 第三卷、六三九頁。
- (54) 『高石市史』 第三卷、六三八頁所引「被 仰渡御請証文之事」。
- (55) 『高石市史』 第三卷、六三八頁。
- (56) 『高石市史』 第三卷、一八七頁。
- (57) 文化七年(一八一〇)二月の第一回訴訟の訴状第一条(『高石市史』 第三卷、六三〇頁)に、「右泉州在々より織出し候毛綿類売捌之儀、仲買之者共、在々百姓家二而買請、御当所、大坂を始、其外所々江売捌千來罷在候而…」とある。
- (58) 『高石市史』 第三卷、六三三頁。
- (59) 『豊中市史』 史料編三、八八頁。
- (60) 『豊中市史』 史料編三、八七頁。
- (61) 註(55)参照。
- (62) 文化十二年(一八一五)九月撰津、河内、和泉村々よりなされた実綿売買繰屋株差止め願に対する裁定は、同年十一月十日の召喚状(「差紙」)により、三郡村々の「願人一同」が奉行所に呼び出され、裁定の内容を申し渡されている。もつとも史料には、「尚、追而被仰渡可有之故、被為仰聞候二付、難有御[]上引退ク」とあり、この申渡しは裁定の内示であったようである(『松原市史』 第五卷、七三頁)。十一月二六日付の裁定請証文(「被仰渡御請証文之事」)には、実綿売買繰屋株認可を望んだ者たちと、その差止めを願った撰津、河内、和泉村々との双方の名が見られる(註(64)引用史料)。裁定申渡は両者に対して同時に行われたようである。
- (63) 『高石市史』 第三卷、六三八、六三九頁。
- (64) 次の文書も、同じく不服を申立てる訴訟の裁定請証文である(『松原市史』 第五卷、七四頁)。

被仰渡御請証文之事

(他三名略)

実綿売買繰屋株之もの之内、商方不引合二付、商売替致度もの多分有之、仲間相統難出来故、冥加銀上納二茂差支候間、右株差上、冥加銀差免之義、願之趣無相違相聞、且又右株取締二付、作綿売買手狭二相成、差支難渋之旨、撰河泉村々より願立之趣、無余儀相聞候間、旁 株取上 冥加銀差免ス、

撰河泉村々

去ル申年より、実綿売買繰屋株差免有之候処、右株取締二付、追々作綿捌方手狭二相成、差支難渋之旨、其方共願上二付糺中、右株人共不相統二而、株差上之儀相願、且又一同差支之趣、無其儀相聞候間、旁 株取上 株人共願之通聞届、株取上候間、以来作綿勝手二売買可致候、右被仰渡之趣、一同奉畏候、為御受、仍而如件、

文化十二年亥

十一月廿六日

撰河泉村々

右の請証文は、河内屋藤七らが実綿売買繰屋株を新規に認可されたことに対し、摂津、河内、和泉の国の村々が繰屋株差止め(認可取消)を求めた訴願(『松原市史』、第五卷、六六、六七頁)の裁定請証文である。宛所の奉行所名が記入されていないので、奉行所へ提出した原文通りの写文書ではない。省略があるように思われる。末尾の差出人欄(署名欄)に、「撰河泉村々」とだけあり、実綿売買繰屋株仲間の者たちの名が見られないのはその省略によるものか。この請証文が撰河泉村々だけの署名で奉行所に提出されたとみるのは不自然のように思われるが、確証がないので後の検討にゆずりたい。

(65) 『尼崎市史』第六卷、一〇五頁。

(66) 『尼崎市史』第六卷、一〇四頁。

(67) 『尼崎市史』第六卷、一〇五頁。

第三節 訴願手続の特徴

第一項 個別的特徴

（一）原告・被告の不存在

一 訴願、すなわち願筋の「訴訟」の訴状には、訴願人の署名が見られるだけであり、出入筋の「訴訟」の訴状のように原告（「訴訟人」）、被告（「相手方」）の名前は見られない。「訴訟」の構造として原告・被告が存在するのではなく、訴えを提起する者と訴えを受理し審理・裁定する者が居るという二極構造になっている。出入筋が訴訟人（原告）、相手方（被告）、裁定者（裁判官）の三極構造になっているのと大きく異なる。このことは不服を申立てる訴願についても他者の不当な活動を告発する訴願についても言えることである。不服を申立てる訴願は行政庁の処分に対する訴願が行政庁の処分による被害あるいは被害可能性を行政庁に訴え、その取消を嘆願するものである。他者の不当な活動を告発する訴願は、他者の不当な活動の取締、排除を行政庁に嘆願するものであり、他者の不当な活動を取り締まらず、あるいは排除せずに放置した行政庁を被告として相手どりその違法性を争うものではなかった。公権力が私人と等しく法の下で裁かれるという觀念のない近世社会においては、行政庁はその処分や措置がいかなるものであれ、被告となり法的争訟の場に引き出されるということはあり得なかった。従って訴願人も法的争訟の一方当事者としての原告として登場することはあり得なかった。この意味で、訴願には原告も被告も存在しなかったのである。

二 訴願は、原告、被告ではなく、嘆願者と嘆願受理・審理・裁定者という二極構造になっている。この点では、

糺問者と被糺問者という二極構造になっている吟味筋の手続きと類似するところがある。しかし、訴願では、行政庁への訴願は、行政庁と訴願人との間の争いではなく、訴願人に被害をもたらす原因をつくつたとして訴願人から非難される者（被非難者）と訴願人との間の問題として審理され裁定される場合が少なくなかつた。行政庁と訴願人という二極構造のもとに、被非難者というなれば第三極ともいえるような存在が見られ、審理、裁定が行われる場合もあつたことは注目される。この点では出入筋の「訴訟」と類似するところが見られる。

(二) 訴状糺の存在

一 出入筋の「訴訟」では提出された訴状については、訴状を正式に受理する前に下役人が訴状の記載、訴えの内容、添翰・証拠の有無等を確認し、問題なしと判断した場合に正式に受理することになる。「目安糺」と呼ばれている手続きがそれである。訴願では、出入筋の場合と同様の手続きが有つたものと思われる。本稿ではそれをさしあたり「訴状糺」と呼んだ。

(三) 答弁書、証拠の提出

一 出入筋の「訴訟」では、原告が訴状を送付された被告は答弁書（返答書）を提出する。審理は原告が訴状の内容を述べ、被告が答弁書の内容を述べ反論する。もつとも、これは定まつた方式ではなく、奉行所の役人が原告の訴状、被告の答弁書を読み上げること⁽²⁾もあつた。証拠は、審理開始後に提出を求められること⁽¹⁾もあるが、原告については、目安糺の段階で求められる場合もあつた。

訴願では、訴状の中でその不当な活動を非難された者（被非難者）は、奉行所で尋問を受けた場合、書面でもって答えるのが一般的であり、これが答弁書であつた。訴願は出入筋の「訴訟」のように訴状が審理開始前に被非難者に送付されるわけではないので、原告の訴状に対する答弁書という形式は必ずしもとっていない。訴願の趣旨を奉行所役人が申し伝え、それに対する答弁という形をとるのが一般的であつた。⁽³⁾ 証拠については、訴願人にその主張を裏付ける証拠を求めることがあり、また訴状の中でその不当な活動を非難された者（被非難者）に対して証拠の提出を命ずることもあつた。

二 ここで注目すべきは、訴願では、訴状、答弁書が提出されたのちに、さらに答弁書に対する反論書（意見書）の提出が訴願者側に認められる場合があつたことである。攻撃・防禦を文書で行う機会が出入筋よりも多く保障されており、より書面審理の比重が高くなっている。この点是对審形式による対決が法廷でおこなわれないう訴願の特性によるものと思われる。

（四） 審理

訴願の審理は、上述したように、訴願人と被非難者とが法廷で対決するという対審的性格はもたなかつた。奉行所において訴願人が訴願内容について尋問を受けるといのが願筋の審理にほかならず、その点では吟味筋の審理に類似するところがある。多くの場合、被非難者も別途出頭を命じられ奉行所で尋問をつける。いずれの場合も、その場で即答せず、回答は改めて文書で提出するというのが一般的であつた。書面審理主義の性格が強かつた。

訴願内容は、多くは政策的・行政取締的な問題であつたため、尋問も政策上の妥協をさぐるような場合がしばしば

見られ、奉行所の妥協的説得に同意しない場合には、与力が立腹して厳しく問い詰めることもあった。⁴冒頭の「一通り御尋」は奉行が担当したが、審理を実際に担当したのは奉行所の与力であった。この点は吟味筋や出入筋の場合と類似するところがある。幕府法上、訴訟の審理は奉行が直接担当することになって⁵いたが、行政官でもあり司法官でもある奉行が多忙を極めたためか、多くの場合、実際の審理は奉行所の役人が担当していた。訴訟についても同様のことがいえる。

(五) 示談、曖

訴願、すなわち願筋の「訴訟」では、「訴訟」内容が訴願人と訴状のなかでその不当な活動を非難された者（被非難者）との間の利害にかかわるような場合は、奉行所が曖（調停）による解決を進めることが少なくともなかった。奉行所が双方の和解を斡旋する曖人の選任を命ずる場合もあった。曖人の調停により解決案がまとまると、奉行の承認を得ることになる。出入り筋における内済の手續を想起させるものがある。「訴訟」の構造が請求する者と請求をうけて裁定する者が存在するという二極構造でありながら、請求をうけた奉行所は、問題を「訴訟」人（訴願人）と「被非難者」との間の問題として捉え、双方の曖（調停）をすすめたのである。その限りではあたかも三極構造の出入筋の「訴訟」のような様相を呈しているといっても言い過ぎではない。

(六) 裁定、裁定請証文

訴願では、裁定は、訴願人、被非難者双方が同時に出頭して申渡される場合が見られる。この場合、裁定請証文は

訴願人、被非難者双方の連署で奉行所に提出されたものと推定される。もしそうであるとすれば、出入筋の裁許ならびに裁許請証文と極めて類似している、と言えよう。訴願のうちには、訴願人と被非難者に対し同時に裁定申渡を行つてはいない場合も見られた。この場合、裁定請証文は連名ではなくそれぞれ別個に提出されている。訴状に、被非難者には関係のない要望も書かれていたため、裁定を訴願人、被非難者双方同時に申し渡すには適さないと判断されたことによるのかも知れない。いずれにしても、奉行所の裁定に対し請証文を提出するところは、出入筋、吟味筋の手續と変わるところがない。出入筋、吟味筋、願筋いずれの手續においても、奉行の裁定（裁断）に対する請証文を提出させており、訴訟当事者、被糾問者、訴願人・被非難者に奉行の裁定を確認し了解させていることがわかる。公権力の判断を私人に確認させ、その判断を了解する旨の意思表示を私人にさせることが、その判断の遵守に大きな意味を持つていたのである。

第二項 全体的特徴

訴願は、訴状の形式は「願型訴状」になっており、出入筋のように訴状に裏判を与え、それを本人（原告）が相手方に持参するという訴状の本人送達主義はとっていない。また対審により双方の主張をつき合わせるという形式もとっていない。審理の必要ありと認めた場合は、訴状裏判の本人送達ではなく、奉行所からの「差紙」により出頭を命じて奉行所に呼び出し、奉行所对被尋問者という二極構造の形で尋問したのである。その限りでは出入筋の手續よりも糾問主義的な吟味筋の手續に近似している。

しかし、「訴訟」構造が二極構造でありながら訴願人と被非難者の曖（調停）を推奨したり、両者に答弁書、反論

書の提出を認めたり、両者から証拠提出を求めたりしたところは、当事者主義的な出入筋の手續に近似している。

訴願の手續が出入筋、吟味筋の手續と共通するところは、訴えが「訴状」の提出によりなされたこと、奉行所が審理する事件を振り分ける手續があつたこと（出入筋では目安糺、吟味筋では下役糺、願筋では訴状糺）、奉行が冒頭の審理を担当し、実際の審理は奉行所の役人が担当していたこと、裁定の請証文を出させていたこと等である。

このように考えると、訴願の手續は、一面では、民事事件や軽微な刑事事件に用いられた出入筋の手續に近似するとともに、他面では、刑事事件の手續に用いられた吟味筋の手續にも近似するところがあつた。近世日本における訴願の処理手續は、民事的手續、刑事的手續の両側面を含んだ手續であつたのである。それは出入筋や吟味筋におけるような一定の明確な手續が確立していなかつたことの現れと見ることもできよう。しかし、他面では、それは訴願の性格に合つた手續であつたと見ることもできよう。ときには、「当事者主義的」な色彩を、そしてときには、「糺問主義的」な色彩を持たせることが、この種の訴えの処理には必要であつたのであろう。裁定が「裁許」と呼ばれたり「落着」と呼ばれたりしたのは、訴願のそうしたアンビギュアスな性格を反映したものであろう。

註

- (1) 中田薫『法制史論集』第三卷下、七六七頁、八四八頁。
- (2) 中田『同上書』七六〇頁。
- (3) 『尼崎市史』第六卷、一〇六一—一〇八頁、『松原市史』五卷、九〇頁、『豊中市史』史料編第三、四三三頁。
- (4) 『藤井寺市史』第七卷、史料編五、二六七頁以下。
- (5) この点については、服藤弘司『幕末御触書集成』解題（石井良助・服藤弘司『幕末御触書集成』別巻、解題）岩波書店、一九九三年（二四頁）参照。

第四節 結 び

一 近世日本における訴願（願筋の「訴訟」とは、冒頭で述べたように、行政当局への嘆願にほかならなかった。本稿ではその典型的類型として、第三者の不当な活動に対し、監督、取締等の権限を有する公権力が何らかの措置をとり、被害者を救済することを求める訴願および、公権力の措置（処分）に不服を訴え善処を求める訴願という、救済型の訴願に焦点を当てて考察した。この種の訴願の審理は法廷における利害対立者の対決によりなされたのではなく、尋問者による被尋問者への尋問という形で行われた。その意味では、およそ今日の用語としての訴訟、あるいは裁判と呼ぶのにはふさわしくないものである。刑事手続ともいふべき吟味筋も実は、平松氏の指摘される通り、今日の刑事訴訟とはいえないものであつた。¹⁾しかし、当時の人々の觀念からするならば、何らかの措置を求めて公権力に対して行う訴えが「訴訟」にほかならなかつた。そして提起された「訴訟」のその後の処理の仕方が、出入筋のように、比較的今日の裁判・訴訟に近いものと、吟味筋、訴願のように、今日の裁判・訴訟とは程遠いものがあつたのである。前者の手続が、歴史の流れでは今日の裁判・訴訟として発展していくことになる。しかし、過去の歴史の中では、前者、後者とも然るべき位置を占め、然るべき役割を果たしていたのである。

二 訴願の中で注目すべきは、他者の不当な活動を告発する訴願と不服を申立てる訴願である。前者は、第三者の不当な活動に対し何らかの救済措置を求めるもの、後者は、行政当局の処分、措置に不服を訴え善処を求めるものであつた。前者の中には、特権を認められた営業団体（株仲間）の不当な営業活動を非難し、その排除を求めるものが数多く見られ、後者の中には、特権的な営業の認可に対しその拒否、廃止を求めるものが数多く見られる。

公権力による独占的営業特権の認可は、公権力がその対価として収入（買加金）を得るといふことのみを目的としていたわけではなく、商品の品質管理、商品価格の調整、不正商行為の排除など、特権団体の自治的活動による経済取引秩序の確保をねらいとしていた。その意味では特権的営業団体の活動には一定の公共的性があつたのである。こうした公的許可を受け一定の公共的性をもつた活動を行う団体は、その特権をかさにみずからの權益を追求し、人々に大きな被害を与えることが少なくなかつた。訴願はこうした公的認可団体の「公共」的活動の逸脱を抑制し、あるいは認可そのものを阻止して、人々の経済活動を保護するために大きな役割を果たしたといえよう。訴願は、人々にとっては、「権利のための闘争」であつたのかも知れない。²⁾

三 冒頭で述べたように、訴願には多種多様な類型のものがあつて、本稿では、そのうちの限られたものについて言及し得たに過ぎない。また、地域的、時代的にも、近世後期に展開された、畿内の、いわゆる国訴と呼ばれている訴願を中心の対象として取り上げているに過ぎない。³⁾近世社会には、全国各地にさまざまな類型の訴願が存在したのであり、それらが、本稿で明らかにした手続と同様の手続で処理されていたのかどうかは、現段階では結論を差し控えなければならない。国訴以外の訴願をも幅広く検討し、訴願の全体像とその手続の全貌を解明することは今後の課題として残されている。

また、本稿では、このような訴願手続が、なぜ、どのような事情で形成されたのか、その歴史的背景について触れることができなかった。この問題は、出入筋の手続、吟味筋の手続の歴史的形成の問題ともかかわってくるように思われる。今後の検討課題としたい。

註

(1) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』四〇三頁。

(2) この点については、牧田勲「公儀御留山と『村の鎮守』」入会共同体と請願運動 『摂南法学』二二号、一九九九年、五五、五六頁)参照。この点に関連して、平川新氏が、「みずからの成り立ちに対する危機意識が請願の起点にある」と述べている点は注目される。なお、氏は、請願が「利益誘導」であったことをも指摘しており、併せて注目される(平川第二節註(9)引用『紛争と世論』二〇六頁、平川「転換する近世のパラダイム」『静かな変革』論へ、『九州史学』一一三号、一九九九年、三〇頁)。

(3) 国訴は「公事」と観念され、原告、被告の存在する民事訴訟であったという指摘もある(藪田貫『国訴と百姓一揆の研究』校倉書房、一九九二年、四七頁、八三、八四頁)。注目すべき見解である。国訴のなかには、ひよっとしたら請願から出入筋の「訴訟」に進んで行ったものもあつたのかも知れない。しかし、国訴は、一般的には請願(願筋の「訴訟」)であり、出入筋の「訴訟」と近似するところも少なからず見られたが、出入筋の「訴訟」ではなかつたというのが、本稿でたどりついた結論である。この点で、岡田光代氏が、「訴訟運動の一つである国訴」は、「訴訟裁判闘争ではない」と述べている点は注目される(岡田、第二節註(37)引用論文、四二頁)。

(二〇〇五年三月二二日脱稿、二〇〇六年五月三日補訂)

【付記1】 本稿は、二〇〇五年一月二六日の近世法史研究会、ならびに二〇〇六年一月二九日の法制史学会近畿部会で報告したものに若干の手を加えたものである。御出席の先生方から多くの有益なご指摘をいただいたこと心からの謝意を表します。

なお、再校の段階で、坂本忠久『近世都市社会の「訴訟」と行政』(創文社、二〇〇七年)に接した。都市社会(江戸)の主として申請型の請願を中心に論じた注目すべき著書であるが、残念ながら、本稿では参照することが出来なかつた。

【付記2】 本稿は、平成一四年度～一六年度科学研究費補助金基盤研究（C）『行政的な訴え』の類型と『日本型』処理手続 近世日本を対象として 『 』の研究成果の一部である。